

試験委託基本契約書

〇〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と株式会社エフシージー総合研究所（以下「乙」という）は、甲が乙に対し、甲の商品等（開発中の商品並びに原材料を含む）について、ヒト介入試験等（以下「試験」という）を委託するにあたり、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、試験を委託する場合における基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（個別契約）

甲は乙に対し、委託しようとする個別の試験に関する試験内容、試験終了希望日等を記載した見積依頼書を送付（以下、相手方への到達をもって「送付」とする）する。

- 乙は甲からの見積依頼書に対し、試験表題、試験方法、試験期間等の試験内容を記載した研究企画書を添付して、当該試験の試験費用（費用及び報酬を含む額）の見積りを記載した見積書を見積依頼書受領後30日以内（ただし、見積依頼書に別途送付期間がある場合はその期間内）に甲に送付する。ただし、乙の研究企画書の作成にあたって、甲と乙は協議することができる。
- 甲は、前項の研究企画書や見積書の作成に必要とされる情報、その他資料を乙に提供する。
- 甲は、乙からの見積書を受領後、当該試験を委託するか否かを決定し、委託する場合は乙に当該試験を委託する旨の試験委託書を送付する。試験委託書の送付をもって研究企画書及び見積書の内容で個別の試験委託契約（以下「個別契約」という）が成立したものとし、甲が見積書を受領後20日以内に乙に試験委託書を送付しない場合は、個別契約は成立しないものとみなされる。
- 個別契約に定められた内容のほか、本契約が個別契約にも適用される。ただし、個別契約と本契約との間に齟齬がある場合は、個別契約が優先適用される。

第3条（結果報告等）

乙は、研究企画書に従って試験を実施し、試験方法・条件等及び試験結果の記載に加えて、試験データその他の必要資料（評価写真等）を添付した試験結果報告書（以下「研究報告書」という）を個別契約において定められた試験期間内に甲に引き渡さなければならない。

- 乙は、個別契約において定められた試験期間内に試験を完了して研究報告書を甲に引き渡すことができないことが明らかになったときは、遅延理由を付して試験期間の延長を直ちに甲に申し出なければならない。当該申し出に対し、甲の書面による承諾を得た場合、乙は試験期間を延長することができる。ただし、上記の遅延が乙の責に帰すべき

理由によるときは、甲の承諾の有無にかかわらず、甲は当該遅延により発生した損害を乙に請求することができる。

- 3 乙は、甲から委託された試験について要請があった場合、試験期間中であっても進捗状況を甲に報告（必要な場合は書面で）しなければならない。
- 4 甲は乙に対し、乙の試験の途中といえども、試験の中止を含む試験内容に関する事項について協議を求めることができる。乙は甲との協議に直ちに応じると共に協議内容を最大限尊重して試験に反映しなければならない。
- 5 前項により試験内容に中止を含む変更の決定がなされた場合、試験内容の変更理由が甲の都合によるものであるときは、それまでに乙が行なった試験業務の内容に応じて個別契約に規定された試験費用を甲乙協議して減額調整の上、甲は乙に対しこれを支払う。
- 6 乙は、天災地変その他の不可抗力により個別契約に定めた試験の遂行が困難になった場合、甲と協議の上、試験内容（見積額を含む）を変更、若しくは当該試験を中止することができる。中止の場合、それまでに要した当該試験の費用を甲乙で協議して費用分担を決定する。
- 7 研究報告書に不備が発見され、甲が乙にその旨を通知した場合、乙は不備のないものを再提出しなければならない。再提出されたものについても同様とする。不備が乙の責に帰すものであり、不備のない研究報告書の提出の遅滞等により甲が損害を被った場合、乙はこれを補償するものとする。
- 8 研究報告書に関して甲が質問や疑問がある場合、乙に問い合わせることができる。乙は、甲の問い合わせに対し、誠実に回答しなければならない。
- 9 乙は甲に対し、研究報告書並びにその内容が、第三者の特許権、著作権、営業秘密その他の権利を侵害するものではないことを保証する。甲がこれらの権利侵害を第三者から指摘された場合、乙の責任でこれを解決する。これらの権利侵害を理由に第三者から受けた差止、損害賠償等に関わる甲の被った損害は、乙がこれを補償する。

第4条（費用等の負担）

乙の試験業務に被験者が摂取又は使用する甲の商品サンプル等（以下「被験サンプル」という）が必要な場合、個別契約に別段の定めがない限り、試験業務に必要な量だけ甲がこれを準備して、乙に無償で提供する。

- 2 前項のほか、乙の試験業務に要する全ての試験機器、設備、被験者の募集、その他全ての人的物的費用は、個別契約に別段の定めがない限り全て乙の負担とする。

第5条（再委託）

乙は、甲の書面による事前の承諾を得た上で、試験業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

- 2 乙が甲の書面による事前の承諾を得て第三者に再委託をした場合、当該第三者の行為は乙の行為とみなし、全て乙がその責任を負う。

第6条（権利の帰属等）

委託試験の実施及び研究報告書の内容に関して、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「委託試験に関する知的財産権」という）が乙の側に発生する場合（共有持分が発生する場合も含む）、それらの権利（著作権が発生する場合、著作権法第27条及び第28条所定の権利も含む）は、その発生と同時に全て（日本国及び海外における全ての権利を含む）甲に譲渡されるものとし甲に帰属する。

- 2 乙は、甲から要請された場合、委託試験に関する知的財産権について、乙の役員、従業員、及び再委託を行った第三者（以下「役員等」とする）から乙への譲渡を証する譲渡証書、及び乙から甲への譲渡を証する譲渡証書は無償で交付する。
- 3 甲は、研究報告書を自由に使用し、第三者に開示することができる。甲は研究報告書並びにその内容について、第11条の規定に係わらず、同条第2項ないし第6項の秘密保持等の義務を負わない。ただし、甲が被験者のプライバシー侵害となるような情報を第三者に開示場合、又は甲が研究報告書の内容を乙の呼称を伴って第三者に開示する場合は、甲は事前に乙に連絡し書面による承諾を得なければならない。（この甲の申出に対し、乙は正当な理由なく当該承諾を拒否してはならない）
- 4 乙は、秘密情報に該当するか否かに係わらず、研究報告書の内容を甲の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

第7条（試験費用の支払）

乙は、第3条第1項に従って、研究報告書を甲に引き渡した後、甲から15日以内に同条7項による不備がある旨の通知を受けない場合は、個別契約で定めた試験費用の請求書（振込先等の必要事項を記載）を甲に送付する。甲は請求書を受領した月の翌月末日までに、指定された口座に振込む方法により請求額を支払う。

第8条（被験サンプル）

甲が乙に対し被験サンプルを提供した場合、乙はこれを試験の目的にのみ使用し、他の目的のために使用してはならない。

- 2 甲が乙に対し提供した被験サンプルが、試験の完了その他の理由により不要となった場合、乙は甲の指示に従って全てを速やかに甲に返却又は廃棄しなければならない。乙は、サンプルを破棄した場合、その報告を書面で甲にしなければならない。研究企画書に特段の定めがない場合、返却又は破棄に要する費用は乙の負担とする。

第9条（生データ等の保管）

乙は、試験の生データ等を、研究企画書に定めた試験期間の満了後も5年間（研究企画書にこれとは異なる期間を定めた場合はその期間）適切にこれを保管し、必要に応じて甲にこれを利用させる。ただし、保存・維持が難しいものについては、甲乙協議の上決定する。

第 10 条（個人情報の保護）

甲及び乙が本委託業務に関して、第三者の個人情報を取得した場合、その個人情報は、個人情報保護法及び甲乙各々が定めた個人情報保護に関する規定に則り、適正な取扱をしなければならない。

第 11 条（秘密保持）

本契約でいう「秘密情報」とは、書面（電子ファイル、電子メール等を含む）によるか口頭によるかを問わず、見積依頼や本契約若しくは個別契約に関し相手方から開示を受け又は相手方との打ち合わせ等を通じて知り得た情報（被験サンプル等の情報を含む）、資料、データ、及び研究報告書の内容をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除く。

- (1) 開示について、事前に相手方の書面による承諾を得たもの。
 - (2) 相手方からの開示の際、既に公知であるもの、又は相手方からの開示後自らの責に帰し得ない理由により公知となったもの。
 - (3) 相手方から開示される以前に既に保有していたものであって、その旨相手方に証明できるもの。
 - (4) 相手方から開示された後に、第三者から正当に開示された同内容の情報である旨相手方に証明できるものであって、かつ当該第三者に対する秘密保持義務を負わないもの。
- 2 本契約当事者は、秘密情報を必要最小限の役員等以外のいかなる者に対してもこれを開示又は漏洩してはならない。
 - 3 本契約当事者は、秘密情報を本契約及び個別契約に定める目的以外に使用してはならない。
 - 4 本契約当事者が法的手続、政府機関若しくは法令により開示要求され、それらの手続き上秘密情報を開示する場合は、本条 2 項ないし 3 項の義務違反とはならない。
 - 5 本契約当事者は、相手方より要請があった場合、複写・複製物を含め返却可能な秘密情報の全てを速やかに相手方に返却又は破棄若しくは消去してその報告を書面で相手方にしなければならない。
 - 6 本契約当事者は本条に定める秘密保持の義務を各々の役員等にも遵守さ、各々の役員等がその地位を退いた後といえども同様に遵守させる。役員等の秘密保持の義務違反はこれを本契約当事者の秘密保持の義務違反とみなし、当該役員等が所属する本契約当事者が一切の責任を負う。
 - 7 被験者に対し、秘密情報が開示される場合、乙は被験者に本条に定める秘密保持の義務を遵守させ、被験者の秘密保持の義務違反はこれを乙の秘密保持の義務違反とみなし、乙が一切の責任を負う。

第 12 条（被験者の同意、選定、健康被害等）

乙は試験業務に参加する被験者の同意を得るため、試験の内容等を被験者等に説明する文書を作成し、当該文書に必要な口頭での説明を加えて被験者に試験の内容等を正しく理解させ、試験への参加について被験者から書面で同意を得た上で実施する試験に適合した者を被験者に選定する。

- 2 乙は、試験の実施による被験者の副作用をはじめとする生命・身体に対する被害、及び被害者側に帰属する財物等の毀損（以下まとめて「被害」という）の発生又はその可能性あることを発見したときは、直ちに試験の実施を一旦中止し、甲に通知し、両者協力して原因究明に努め、試験を再び続行するか否かも含め適切な対応策を協議する。
- 3 前項において必要となる被験者への対応は、全て乙が行う。
- 4 本条 2 項に定める被害が甲の用意した被験サンプルの本質や欠陥又は摂取による負荷等試験設計が原因である場合、甲は被験サンプルに関する情報提供をはじめ乙の被験者に対する対応を支援し、被験者に対する乙の賠償又は補償内容を含め甲乙協力して被験者の正当な権利保護に努める。
- 5 甲の責に帰すべき原因により発生した被害について、被験者に対する乙の賠償責任又は補償責任が生じた場合、甲は乙が当該賠償又は補償に要した費用、及び乙が被験者対応に要した合理的費用を負担する。ただし、被験者に対する賠償又は補償の同意等又は和解について、乙は事前に甲の書面による同意を得なければならない。なお、当該被害について、乙及びその他乙側の者の故意又は過失が部分的にでも関与している場合、当該賠償又は補償に要した費用について、甲乙協議の上それぞれ適正な額を負担する。
- 6 前項により、甲が賠償又は補償費用を負担する場合のほか、被害に関し甲は被験者に対する賠償又は補償に係る責任を一切負わない。
- 7 被験者に被害が発生し、甲が被験者から何らかの請求を受け又は受ける恐れが発生した場合、乙は甲の被験者に対する対応に協力する。

第 13 条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲または乙が相手方に対し書面による変更の意思表示をしない場合は、更に 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 本契約の有効期間の満了又は解除、その他の理由による本契約の終了にかかわらず、第 3 条 9 項、第 5 条 2 項、第 6 条、第 8 条 2 項（返却又は破棄済みまで）、第 9 条（当該保管期間）、第 10 条及び第 12 条 3 項ないし 6 項の規定は本契約終了後も有効に存続し、第 11 条の規定は本契約終了後も 5 年間（ただし、本契約終了よりも個別契約の試験期間終了の方が後の場合は当該個別契約に関しては当該個別契約の試験期間終了後も 5 年間）有効に存続する。

第 14 条（協議事項）

本契約及び個別契約に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：東京都品川区東品川 3-32-42

フジテレビ別館 6 階

株式会社エフシージー総合研究所

取締役 暮らしの科学部長 菅沼 薫